

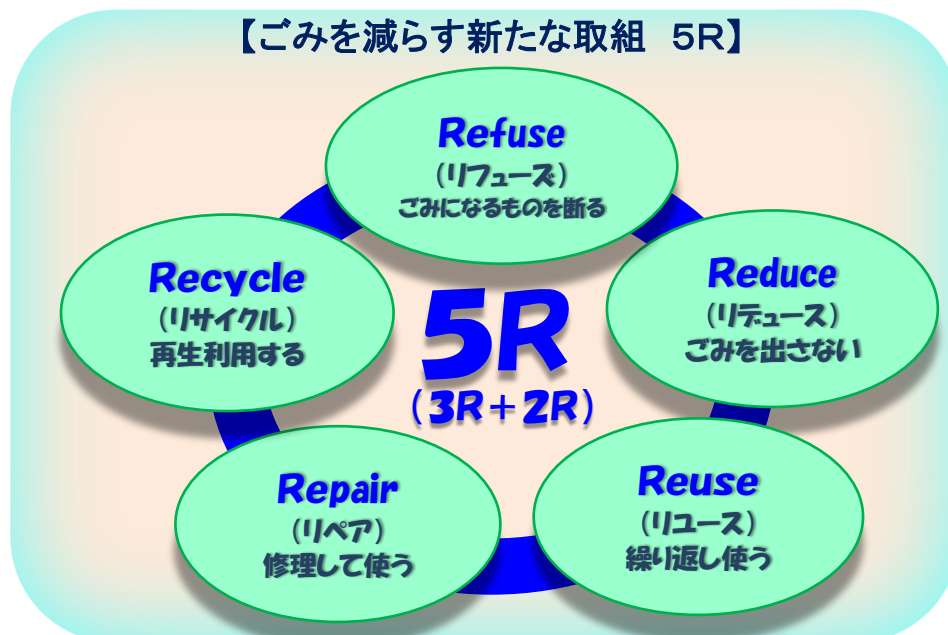
第5章 目標達成のための施策

第1節 個別施策

基本理念、および基本方針の3つの柱を踏まえて、目標達成のための個別施策を展開していきます。

1 協働による5R（3R+2R）でゴミ減らし

ゴミの減量化にあたり、リデュース、リユース、リサイクルに、ゴミになるものを断るリフューズ、壊れたものを修理して長く使うリペアを加えた5Rを展開していくうえで、できるだけゴミを出さないことを目的に、リサイクルに先立って、リデュース、リユースの2Rを重点的に推進していきます。特に、可燃ゴミの減量施策を中心として位置付け、「市民」「事業者」「行政」がそれぞれの責任と役割のもと、ゴミの減量化に取り組んでいきます。



①市民の役割

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、行政や事業者が実施する取組に協力して、ゴミの減量・再資源化を進めます。

リデュース、リユースの推進

○容器包装ごみの削減

家庭ゴミとして多く排出される容器包装ゴミについて、買い物時のマイバッグ持参によるレジ袋削減、使い捨てよりも詰め替え商品の選択、過剰包装などの不要なサービスを断るなど発生抑制に取り組みます。

○商品再利用の促進

ものを大切に使うことを心掛け、壊れたものは修理して長く使う、不用になったものを譲り合って再利用するなど、何回も繰り返し利用することで、ゴミにしない取組を進めます。

リサイクル(分別)の促進

○適正な分別の徹底

限りある資源を有効活用するため、一人ひとりが正しい分別の意識を持ち、ルール違反ごみを減らすとともに、捨てればごみになってしまうものを正しく分別し、資源として活かせるよう適正な分別を行います。

○資源物回収の推進

資源として活かせるものを正しく分別し、自治会での資源物回収、ウィークエンドリサイクルを積極的に活用していきます。

生ごみの減量化

○使い切る、食べ切る、水を切るの推進

家庭において「食材は使い切る」「作った料理は残さず食べ切る」「捨てる場合は水を切る」ことへの取り組みによって、生ごみの排出量を抑制します。

○堆肥化の推進

ごみ減量化機器（コンポスト、乾燥式機器等）、ごみ減量化基材「ぱっくん」（段ボールコンポスト）の積極的な活用により、生ごみをなるべくごみにしないため、家庭での自己処理による減量に取り組みます。

②事業者の役割

事業者は、拡大生産者責任[※]により、自らが次に示す行動を実践するとともに、市民や行政が実施する取組に協力して、ごみの減量・再資源化を進めます。

※拡大生産者責任：製品に対する生産者の責任を、製品の消費後の段階まで拡大させるという環境政策上の考え方

食品ロスの削減

○食品残渣、食べ残しの削減

材料の仕入れ、調理において無駄のないよう適正な管理に努めるとともに、料理の食べ残しが減るための工夫に取り組みます。また、発生した生ごみは単独又は共同して資源化に努めます。

○製造、流通、販売方法の見直し

商品の製造、流通、販売の過程において大量の廃棄が生じないように、消費者のニーズを的確に把握することに努めます。

リデュース、リユースの推進

- 環境負荷の少ない商品への取り組み
商品の簡易包装、小分け商品の販売、再生可能な商品、繰り返し使える商品の推進に取り組みます。
- リユース品の利活用の促進
一時的な消費によりごみとなるものの使用をできる限り抑制し、再利用可能なものの使用を積極的に進めます。

エコ・オフィスの推進

- 資源の節約
環境への負荷軽減の意識を高めるとともに、省エネ・省コストなど、限りある資源の有効活用に取り組みます。
- 適正な分別の徹底
事業所から発生するごみについて自ら適正に処理を行うため、社内研修の実施による従業員の意識向上を図り、ごみについて正しい理解を深め、商品の製造、流通、販売の過程で排出される生ごみなどのごみも含め、適正な分別の徹底と資源リサイクルの推進に取り組みます。

③行政の役割

市は自らの責任において、市域のごみを適正に処理するとともに、ごみの減量・再資源化に向けて、市民・事業者へ積極的に働きかけ、行動に結びつく機運の醸成に努めます。

生ごみ減量の推進

- 減量・資源化施策の推進
可燃ごみに多く含まれる生ごみは、「生ごみリサイクル推進プラン」に基づき、家庭・事業者のそれぞれが減量・再資源化への取組みを推進する必要があります。

家庭系生ごみについては、全市における自己処理に向けパンフレット等を利用した周知・啓発や、ごみ減量化機器購入の補助事業等を継続するとともに、「ぱっくん」の普及を図り、家庭での生ごみの自己処理を推進します。さらに、自己処理が困難な地域に限定して分別収集を行うこととし、収集した生ごみは、丸子陣場地区を建設地とした「有機物リサイクル施設」により堆肥化処理し農業利用へとつなげます。

事業系生ごみについては、焼却せず、たい肥化等のリサイクル処理へ誘導するため、民間のリサイクル処理業者への搬入等について、生ごみを多く排出する事業所に協力を呼びかけます。

事業系ごみ削減の推進

○適正な処理に関する周知、指導

事業所から排出される一般廃棄物の実態把握に努め、事業系ごみ減量マニュアルの活用による適正なごみ処理を促すとともに、講習会の開催、クリーンセンターで実施する収集ごみの内容物検査などにおいて周知、指導の強化を図ります。

○多量排出事業者への対応

事業所への訪問により、処理の実態把握に努めるとともに、減量計画書の提出の徹底を図り、計画書に基づく適正な処理の指導を行います。

分別の徹底

○適正な分別方法の指導

市のごみの出し方に基づき、市民からの問い合わせに適切な案内を行うとともに、機会を捉えて市民、事業者へ適正な分別方法を説明、指導することで、ごみの分別意識の高揚を図ります。

○現状に即した分別体制の構築

社会の変化に対応するごみ処理の実態を的確に把握するため、研修会などへの参加により制度を正しく理解し、他市町村の動向を踏まえながら、高齢化社会の進展など現状に即し効果的で効率的な分別体制の構築を目指します。

食品ロス削減

○「残さず食べよう！30・10運動」の推進

宴会時における食べ残しを減らすことにより食品ロスを削減するため、啓発グッズの活用などによる周知の強化を図り、ホテル、旅館、飲食店などとの協力によって運動を推進していきます。

○関係課との協力による推進

フードドライブ*の実施、食育活動、イベント時での啓発など、関係課所との協力を図りながら、食品ロスを削減するための取組を推進していきます。

※フードドライブ：家庭で消費されない食料品を集め、フードバンク**団体や福祉施設などに寄付する運動

※フードバンク：まだ食べられるのに処分されてしまう食品を企業などから寄付していただき、食べ物に困っている方や、福祉施設などに無償で届ける活動

資源物回収の促進

○環境整備の実施

資源物回収促進交付金の交付など、自治会による資源物回収の活動支援、ウィークエンドリサイクルの継続実施、また、新たに資源となり得るものについても検討を行い、回収の環境を整備することにより資源化を促進していきます。

○古着等回収の実施

全市で実施している古着回収について、より市民が排出しやすい体制となるよう見直しを図るとともに、回収量の増加に向けた周知・啓発に努めます。

2 「ごみを減らす」暮らしへの提案

家庭、事業所、また子どもから高齢者まで、各々の現状に即して「なるべくごみを出さない」ライフスタイルや事業スタイルを促すための参考となる情報をわかりやすく発信し、ごみを減らす暮らしを提案し環境保全に努めていきます。

①わかりやすい情報発信

ごみの現状を周知

広報誌、市のホームページ、新聞記事への掲載、パンフレットの配布など様々な媒体を通じて、市民、事業者へごみ処理の状況、分別の方法、減量への取組などを広く伝え、わかりやすい情報の発信に努めます。

新たな発信手段の確立

○ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入により、自治会未加入者や外国人など従来の方法では情報が行きわたりにくい市民にも、広く情報を発信することが可能となりました。利用者の拡大を図るとともに、適正分別・減量化への意識の高揚につながる情報発信に努めます。

②積極的な啓発活動

エコ・ハウス及びごみ減量アドバイザーとの連携

○ボランティア団体「エコ・サポート21」は令和3年11月に約20年間に及ぶ活動を終了しました。今後、ごみ減量・再資源化や適正分別等について、より効果的・効率的に市民へ周知啓発ができるように、エコ・ハウスの運営やごみ減量アドバイザーの在り方等について見直しを進めるとともに、更なる連携強化を図ります。

市民との対話と協働

市は、自治会及び各種団体等への説明会・出前講座など、市民や事業者との直接対話の場を設けて、ごみの減量・再資源化への理解を深めます。また、大学の知見と学生の若い力を活かし、上田市が抱えるごみ処理や温暖化防止対策などの課題を共有して、環境にやさしいまちづくりを協働して進めます。

新型コロナウイルスの影響により、直接の対話が困難な状況でも、オンラインによる説明会や動画配信など、住民との対話や情報共有の方法について検討していきます。

③環境教育の充実と推進

ごみに関する学習機会の充実

ごみの減量・再資源化に関する社会意識を育むために、学校や地域活動の場において、ごみ処理施設の見学や動画の配信などの環境教育に積極的に取り組み、特に子どもたちへ向けて環境問題に関心が高まるように学習機会の充実を図ります。

3 適正な処理と安心快適なまちづくり

生活環境を保全し、環境にやさしく暮らしやすいまちづくりのため、ごみの排出状況に応じた効率的な収集体系や適正な処理体制の構築を図ることが必要であり、ごみ処理経費の削減や環境負荷の低減にもつながります。

さらに、不法投棄、災害ごみへの対策を講ずることにより、安心快適のまちづくりに努めます。

①効率的な収集体系の確立

適正なごみの出し方の徹底

ごみ指定袋への不適合物の混入、地域外や無記名によるごみ出しなどのルール違反に対して適正なごみの出し方を徹底するため、違反者や収集委託業者に対する指導を行い、円滑なごみ処理を目指します。

収集体系の検討

ごみ収集量の把握に努め、実態に即した適正かつ効率的な収集体系を構築することにより、経費の削減、環境への負荷低減を図るとともに、これからの超高齢社会への対応を含めた収集体系を検討していきます。

②適正な処理体制の構築

中間処理施設整備計画

焼却施設については、上田地域広域連合により、統合クリーンセンターである資源循環型施設の建設計画が進められており、設備規模をコンパクトにして、かつ、ごみを資源にしてエネルギーを創出するなど、環境にやさしく地域社会と共生する施設を目指します。

不燃物処理資源化施設の整備については、広域連合の方針に基づき、統合クリーンセンターに併設せず、民間活力を活用しながら、分散化に向けた具体的な検討・調整を進めることとします。

また、老朽化している現焼却施設及び不燃物処理資源化施設は、適正な維持管理による延命化に努めます。

最終処分場整備計画

埋立物をなるべく出さないごみ処理体制を構築することで、施設の延命化を図りつつ、ごみ処理広域化計画に示された整備方針に従い最終処分場の建設を検討していきます。

③ごみ処理費用の抑制

費用の抑制と適切な負担

効率的で経済的なごみ処理を進め、処理費用の抑制を図るとともに、ごみ処理広域化計画に基づく統合クリーンセンター稼働時における、ごみの分別・回収の統一化方針を踏まえ、排出量に応じた適切な処理費の負担を求めています。

④不法投棄対策

監視と通報体制の強化

不法投棄を未然に防ぐため、関係機関との協力により重点箇所への監視パトロールを強化するとともに、投棄物を発見した際、迅速な対応ができる体制の強化に取り組みます。

不法投棄のない環境づくり

美しい環境を保全するため、市民、事業者、各種団体の協力により日頃から地域の美化活動に取り組み、啓発看板を設置するなど不法投棄をしない・させない環境を整備し、安心快適なまちづくりに努めます。

⑤災害への対応

災害時における処理体制の確立

短期間に集中的かつ多量に発生・排出される災害ごみを、市民や事業者が市が指定する排出方法に従い分別排出し、生活環境に支障が生じないよう効率的に収集するため、令和4年度に策定した「上田市地域防災計画」に基づき、市内の収集運搬業者及び廃棄物中間処理業者の協力を得ながら、迅速な収集・処理体制を整えます。

第2節 計画の周知・啓発と進行管理

1 計画の周知・啓発

ごみの減量・再資源化の取り組みにあたっては、市民・事業者及び行政が、ごみ処理基本計画に示す理念や方針、目標などについて理解を深め、共有することが必要です。

その上で市は、市民が一丸となっておみ減量に取り組むことができるように、各主体の役割に応じた具体的な行動指針を「上田市ごみ減量アクションプラン」に示し、基本理念や目標及びそれらの達成に向けた施策の内容などを、広報紙や市のホームページ、研修会などを通じて広く周知・啓発を図ります。

2 計画の進行管理

ごみ処理基本計画は、循環型社会の形成に向けた本市の指針となる計画であることから、目標達成の進捗状況や計画が市民・事業者に周知されているか、計画に従って施策が遂行されているか、施策は効果を挙げているか、などの観点から評価・検証し適切に見直していく必要があります。

計画の進行に係る評価・検証は、目標の達成度などを毎年度市において自己評価するとともに、関係する機関において検証を行います。進行管理にはPDCAサイクルを取り入れ、施策をより効果的かつ効率的なものとして改善を図ります。